

# 北海道における 絶滅危惧植物保護のための課題

たかはし・ひでき  
1981年東北大学大学院修了  
(理学博士)  
北海道大学農学部附属植物園  
助手・助教授を経て  
1999年より北海道大学総合博  
物館資料基礎研究系教授

高橋英樹

本文のねらい・要点

絶滅危惧植物の現状解明と保護は、地域の生物共生ネットワーク全体の保全戦略を立てる上で有効である。絶滅の危険要因に基づき実態にあった保護対策を立てるべきであり、場合によっては分布情報の積極的な公開も必要である。法律や条例における指定「高山植物」の改定が必要であること、絶滅危惧植物保護のための関係行政機関の連携が必要であることを指摘した。

一九九七年に環境庁から植物版レッドリストが出され(環境庁自然保護局一九九七)、これが最終的なレッドデータブックが出版されるまでの当面の基準となっている。この作成の経緯や北海道における絶滅危惧植物の二、三の現状については既に紹介した(高橋一九九八)。その後、特にこのリスト中で情報不足種とされている北海道の植物八三種について、なぜ情報不足となっているかの要因の現状分析をおこない(高橋・山崎一九九九)、現状調査事体が遅れている事も指摘した。本稿ではこの延長線上で、いわゆる「高山植物」を含む絶滅危惧植物の具体的な保護策を立てる上での問題点や課題を指摘する。

## 現状調査と分布情報の公開

絶滅危惧植物を指標種とした地域生態系の現状調査がなによりも大切である。絶滅危惧植物そのものの繁殖成功や個体群の遺伝的構造に加え、指標植物をひとつの結び目としてそれを取り巻く生物(競争関係にある他の植物種、病害虫や採食動

物、訪花昆虫など)との具体的な関係(生物間の相互作用)を解明することが、植物が生育している地域生態系すなわち地域の生物共生ネットワークの保全戦略のための基礎となる(鷲谷一九九七)。このためには進化生態学、数理生態学、集団遺伝学などの分野を総合した保全生物学的な研究の進展が求められるが、残念ながら北海道における保全生物学的な研究は大変遅れている。情緒的な自然保護運動とともに理性的な運動も並行して進める必要がある。

絶滅危惧植物の現状調査だけに焦点をしばっても、北海道には多くの課題が残っている。絶滅危惧の判定をしうるだけの情報がない、いわゆる「情報不足種」がかなりある。このような種については分類学的な検討から始まり、標本による過去の記録のトレース、そして現在の生育状況(分布地点、株数、サイズ構成など)の調査が必要になる。さらになんらかのランク付けがされている絶滅危惧植物であっても、調査の進展とともに新分布が明らかになり、分布地点や個体数のデータは年々変わっていく。現在、各地域での象徴的な種、例えばヒダカソウ、レブンアツモリソウなどについては個体数やサイズ構成などの継続調査(モニタリング)がおこなわれているが、ほとんどの種についてモニタリングは不十分である。これまではこのような分布情報については非公開を原則としていた。盗掘を助長する、との考えからである。しかし、ある場合には分布情報を公開することで、むしろ開発を抑制し保護につながる効果が期待できる。絶滅危惧種のおかれている実態、危険要因にに応じて、詳細な分布情報の公開もありうる。

例えば水草やカヤツリグサ科、イネ科、ホシクサ科などの湿生植物の多くは、花が目立たない事もあり、盗掘の危険性は大きくない(ただし水草でもタヌキモ類などの食虫植物については熱狂的な栽培マニアがいることもあり盗掘の危険が高い)。むしろ人間による直接的な開発行為や生育環境の悪化が大きな危険要因となっている。特に水草ではその生育地情報が一 Generally 知られないために、不注意に水質が汚染され絶滅している例がある。このような例では分布情報を公開し注意を喚起する必要がある。これにより開発計画を抑止する効果も期待できるだろう。

法律の不備―特に道立自然公園の指定植物について

「絶滅危惧植物」保護に関する法規制は、1) 国の自然公園法、北海道自然公園条例や自然環境保全法などによる、該当地域での自然の保護、2) 文化財保護法や北海道文化財保護条例による、指定された文化財の保護、3) 森林法による、森林の管理、の三つに大別される(北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会一九九九)。いわゆる「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」は1)と2)の中間的なもので、国内希少種として指定された種の採取や販売・譲渡を規制するものである。ただし北海道自生植物としてはレブンアツモリソウ、アツモリソウ、ホテイアツモリソウの三種しか指定されていないのが大きな問題となっている。また3)の森林法については元来自然保護あるいは種の保存という観点からの法律ではないので、厳格に適用しすぎると一般国民の自然を享受する権利―山菜の採

取など、との軋轢が生じる事も懸念される。

いずれにしても、これらの法律を時と場合に応じて適切に運用していけば絶滅危惧植物の盗掘はおおいに抑制されると思う。

ところが1)の自然公園法や公園条例で指定されている「高山植物その他これに類する植物」そのものに問題がある場合が多い。ここでは事例として道立自然公園での指定「高山植物」について述べよう。

道立自然公園としては、南から「松前矢越(昭和四三年指定、以下同)」、「恵山(昭和三六年)」、「桧山(昭和三五年)」、「狩場茂津多(昭和四七年)」、「野幌森林(昭和四三年)」、「朱鞠内(昭和四九年)」、「天塩岳(昭和五三年)」、「富良野野別(昭和三十年)」、「厚岸(昭和三十年)」、「野付風連(昭和三七年)」、「北オホーツク(昭和四三年)」、「斜里岳(昭和五五年)」の十二ヶ所が指定されている。道立自然公園の特別地域内においては知事が指定した「高山植物」の採取や損傷は規制されており、学術研究のためでも許可が必要である。しかしながらこの「高山植物」の指定は昭和四十年―今から三五年前に告示され、それ以降一度も改定がおこなわれていない。昭和四十年以降、新たに指定された道立自然公園は七ヶ所に及ぶ。

まず表1に道立自然公園条例による指定「高山植物」(昭和四十年告示)をリストした(原文での明らかな誤りは著者の判断で訂正した)。原文の和名には誤植が多く、専門家の最終的なチェックがされなかったようにも思われる。リシリヒナゲシ、レブンアツモリソウなど利尻礼文サロベツ国立公園の固有種やヒダカソウ、アポイカンバナなど高山脈襟裳国定公園の固有種が入っているが、

これらの種は現在の十二道立自然公園内での生育は考えられない(昭和四十年以前は道立自然公園であった地域の植物がそのまま残った結果と思われるが)。そうかと思えばハコベ属、タデ属、スゲ属など広く指定しすぎてしまい、どこにでもある雑草的な植物コハコベ、イヌタデ、ミノボロスゲまで含められてしまうことは、かえって全体としての信頼性を低下させている。もちろん、昭和四十年以降道立自然公園内で分布が報告された、いくつかの「重要な種」もリストから漏れている。なお道に確認したところ今後見直しをおこなうとの事であるので、以下に要望を列挙しておく。

1) 国立・国定公園と同様に、各道立自然公園ごとに指定するのが望ましい。当該地域を実際のフィールドとして研究をしている研究者や地元の研究家も含んだ検討会で指定「高山植物」を選定する必要がある。地域によっては補足的な現地調査も必要であろう。

2) 昭和四十年以降に自生が明らかになった「高山植物」は当然追加すべきだが、自生しないのが明らかな種を削除する、広すぎる属指定を見直すなどの整理も必要である。

3) 一定期間(十年ほど)ごとに見直すべき事を明記する。

なお国立・国定公園では各公園ごとに「高山植物」が指定されており、道立自然公園にくらべればより現状に即したものとなっているが、これとて不十分な点が指摘されており(例えば釧路湿原国立公園の指定植物については滝田(一九九七)による提言があり、指定植物として認められていないが保護が必要と考えられるものとして五十種類以上の植物を列挙している―やはり一定期間ご

との見直しが必要である。山梨県の条例などを参考に北海道も高山植物保護のための条例化を急ぐ意見もあるが、現行の条例の不備についても早急に検討する必要がある。

### 縦割り行政の解消―関係行政機関の連携へ

縦割り行政の弊害が言われて久しいが、絶滅危惧植物の保護においては特に関係する行政機関同士の連携が求められる。レブンアツモリソウは「種の保存法」により国内希少種に指定された事もあり、行政機関同士の連携が行われているおそらく北海道では初めてのケースと思われる、今後のテストケースになると思いいこに紹介する。

平成八年に「種の保存法」に基づいて、環境庁、農林水産省の連名で「レブンアツモリソウ保護増殖事業計画」が告示され、実務レベルでの連絡・連携を図るため平成九年からは「レブンアツモリソウ保護増殖事業者連絡会議（以下、「連絡会議」と言う）」が発足している。「連絡会議」の構成機関としては、農林水産省（旭川営林支局）、環境庁（西北海道地区国立公園・野生生物事務所）、礼文町の三者が名を連ねている。オブザーバーとして北海道（自然保護課）、北海道教育委員会、礼文町教育委員会が参加し、学識経験者として大学教官などの若干名も加わっている。まだ「連絡会議」ができて三年目であり具体的な成果を求めるのは早い、少なくともレブンアツモリソウの保護増殖に関わる関係行政機関が互いの情報交換ができる場が作られたことは有意義であったし、群生地盗掘監視体制の充実、新たなレブンアツモリソウ生育地が環境庁の所管地となる、などの前進面が見られる。

これはレブンアツモリソウが「種の保存法」で国内希少種に指定されたという事が出発点になっている。「種の保存法」による指定が関係行政機関の連携を促進するインパクトになる。現状は象徴的な少数種のみが指定されているにすぎない。なるべく早い時期に植物だけでも五十種くらいの思い切った指定が必要であろう。また国の「種の保存法」に対応した、道レベルでの「種の保存法」策定も考慮に値する。

### 引用文献

- 北海道高山植物盗掘防止ネットワーク委員会（編）、一九九九、「市民グループによる高山植物盗掘防止の手引き」、札幌。  
環境庁自然保護局（編）、一九九七、「植物版レッドリスト」、東京。  
高橋英樹、一九九八、植物版レッドデータブックの現状と北海道の課題、北海道の自然 三二六、一―四。

高橋英樹・山崎真美、一九九九、植物版レッドデータブック中の北海道産情報不足種の現状、北方山草 一六、五―一五五。  
滝田謙讓、一九九七、釧路湿原国立公園の保護指定植物について、「北海道の絶滅危惧植物の現状二」、二二―二三、北海道絶滅危惧植物調査研究グループ、札幌。  
鷲谷いづみ、一九九七、植物の保全生態学の今―「遺伝子から景観まで」を視野に入れた総合科学に、生物科学 四九、六一―六七。



表1 北海道立自然公園条例による指定「高山植物」(昭和40年告示)

平仮名書きの科名はカタカナ書きに直した。また明らかな誤植と思われる和名は著者の責任で正しい和名に訂正し、これには星印を付けた。現在とは科や属の範囲づけが違うものがあるがこれは原文のままとした。

- キク科：エゾウスユキソウ、タカネウスユキソウ、エゾウサギギク、フタマタタンポポ、ミヤマアズマギク、アポイアズマギク、ミヤマコウゾリナ\*、タカネニガナ、トウゲブキ、エゾコウゾリナ、アサギリソウ、サマニヨモギ、シロサマニヨモギ、トウヒレン属
- キキョウ科：ツリガネニンジン属、ホタルブクロ属
- オミナエシ科：チシマキンレイカ
- スイカズラ科：リネンソウ\*、チシマヒョウタンボク
- アカネ科：ミヤマキヌタソウ
- タヌキモ科：ムシトリスマレ
- ハマウツボ科：オニク
- ゴマノハグサ科：ハマレンゲ属、イワブクロ、シオガマガキ属\*、クワガタソウ属
- シソ科：イブキジャコウソウ
- ムラサキ科：ミヤマムラサキ
- リンドウ科：リンドウ属、センブリ属、ミツガシワ\*、イワイチョウ
- サクラソウ科：サクラソウ属、ツマトリソウ\*、トチナイソウ
- ツツジ科：ヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、シラタマノキ、ジムカデ、イソツツジ属、ミネズオウ、サラサドウダン、ツガザクラ属、シャクナゲ属、コケモモ属
- イワウメ科：イワウメ、イワカガミ
- ミズキ科：ゴゼンタチバナ
- セリ科：ミシマサイコ属
- アカバナ科：アカバナ属
- スマレ科：スマレ属
- オトギリソウ科\*：オトギリソウ属
- ガンコウラン科：ガンコウラン
- フウロソウ科：チシマフウロ
- マメ科：リシリオウギ\*、オヤマノエンドウ属
- バラ科：ダイコンソウ属、ハゴロモグサ、キジムシロ属、チョウノスケソウ、シモツケ属\*、オニシモツケ、ワレモコウ属、ハマナス
- ユキノシタ科：ウメバチソウ、ユキノシタ属
- ベンケイソウ科：ホソバイワベンケイ、ヒダカミセバヤ
- モウセンゴケ科：モウセンゴケ
- アブラナ科：ハタザオ属、ミヤマタネツケバナ、イヌナズナ属、ハクセンナズナ
- ケシ科：コマクサ、リシリヒナゲシ
- キンボウゲ科：トリカブト属、ハクサンイチゲ、ミヤマオダマキ、ヒダカソウ、ミツバオウレン、シラネアオイ、ツクモグサ、ミヤマキンボウゲ、キンバイソウ属
- スイレン科：ネムロコウホネ
- ナデシコ科：カトウハコベ、タカネナデシコ、カラフトマンテマ、タカネツメクサ属\*、ハコベ属
- タデ科：タデ属
- アカザ科：アッケシソウ
- カバノキ科：アポイカンバ
- ビャクダン科：カマヤリソウ
- ヤナギ科：ヒダカミネヤナギ、エゾノタカネヤナギ、キツネヤナギ
- ラン科：レブンアツモリソウ、ヒメミヤマウズラ\*、フタバラン属、ハクサンチドリ、ツレサギソウ属
- アヤメ科：ヒオウギアヤメ
- ユリ科：ネギ属、ツバメオモト、スズラン、クロユリ、エゾゼンテイカ、クルマユリ、エゾスカシユリ、マイヅルソウ、チシマゼキショウ属、エンレイソウ属、バイケイソウ属、チシアマナ、リシリソウ
- イグサ科：ミヤマイ、スズメノヤリ属
- サトイモ科：ミズバショウ
- カヤツリグサ科：スゲ属、ワタスゲ属、ホタルイ属
- イネ科：イチゴツナギ属、ミヤマノガリヤス、ユウバリカニツリ、リシリカニツリ
- ホロムイソウ科：ホロムイソウ
- アマモ科：アマモ属
- スギ科：リシリビャクシン、ハイマツ、ハッコウダゴヨウ